

第22回企業向けセミナーのご案内

メンタルヘルスと労務管理

～労働者のストレスに潜む企業のリスク～

労働安全衛生法の改正により、労働者が50人以上いる事業場では、毎年1回のストレスチェックが義務付けられました。

ストレスチェック制度は、労働者が自身のストレス状況を把握することにより、「うつ」などのメンタルヘルスの不調を未然に防止するための仕組みですが、事業者の立場から見れば、労働者への安全配慮義務の具体的な内容が示されたもの、とみることもできそうです。

ストレスチェック義務化の対象事業場であるか否かに関わらず、企業が労働者のメンタルヘルス不調による責任を問われないようにするためのポイントを解説いたします。

【講義内容】

1. ストレスチェック制度の概要
2. メンタルヘルス不調を巡る裁判例紹介
3. 企業が安全配慮義務違反を問われないためのポイント

日時 **平成28年10月14日(金)**

16:00～17:30 ※15:30より受付開始

会場 山崎製パン企業年金基金会館 4階 春光
(住所: 市川市市川1-3-14)

※当事務所ではございませんのでご注意ください。

定員 50名 参加費 無料

対象 企業(個人事業主含む)



講師 弁護士 荒川俊也

一橋大学商学部卒業

平成15年～平成18年 パラマウントベッド株式会社勤務

平成21年 司法試験合格

平成22年 弁護士登録

弁護士法人リバーシティ法律事務所入所

《申込・お問い合わせ先》

裏面の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、**FAX**にてお申し込み下さい。

受講票はセミナーの約1週間前にFAX致します。

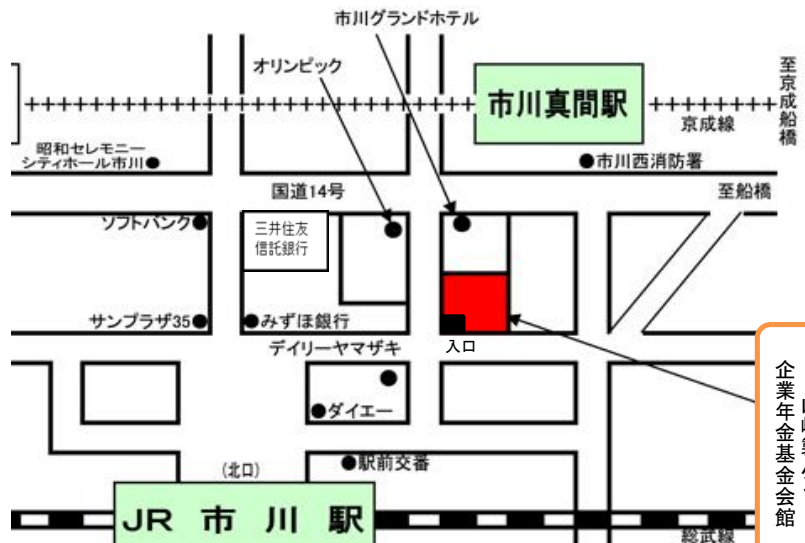
締切: 平成28年10月4日(火)

担当: 瀬尾

TEL 047-325-7378

FAX 047-325-7388

電話受付時間: 平日9:30～17:30



会場住所: 〒272-0034 千葉県市川市市川1-3-14

JR総武線 市川駅より徒歩2分 京成線 市川真間駅より徒歩5分

山崎製パン
企業年金基金会館